

平成30年度第5回定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年8月22日（水）午後1時30分～午後1時52分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（19名）

会 長	19番	我孫子武二
会長職務代理者	18番	三浦泉
委 員	1番	半田守
〃	2番	天野勇一郎
〃	3番	二瓶宏男
〃	4番	尾出弘子
〃	5番	高橋京一
〃	6番	小山京子
〃	7番	板垣文一
〃	8番	三嶋秀二郎
〃	9番	畠山義信
〃	10番	杉村昭宏
〃	11番	千葉連悦
〃	12番	畠山明美
〃	13番	尾形徳夫
〃	14番	澁谷幹男
〃	15番	伊藤登喜子
〃	16番	齋田洋一
〃	17番	佐々木信幸

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

- | | | |
|------|------------|------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 会議書記の指名 | |
| 日程第4 | 報告第14号 | 非農地証明書の交付について |
| 日程第5 | 報告第15号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第6 | 報告第16号 | 農地転用許可後の工事完了報告について |
| 日程第7 | 議案第14号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第15号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第16号 | 農用地利用集積計画の審査について |

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第5回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成30年度加美町農業委員会第5回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（我孫子武二会長） 本日は、お忙しいなか第5回定例総会にご出席いただき大変ご苦労さまでございます。立秋、そしてお盆も過ぎました。涼しくなるのかなと思いきや、夏の延長で毎日厳しい暑さが続いております。とはいえ、朝晩の涼しい風に秋を感じられます。

そういう中で、皆さんもご存じだとは思いますが、昨日夏の甲子園が終わりました。私は農業つながりで秋田の金足農業高校を応援していたんですけれども、期待以上の活躍をされました。農業を身近に感じていただくというふうなことで、だいたい日本の消費者、都会の方々には農業を身近に感じていただくということでは、我々が想像した以上に貢献したなと感じております。我々も一層頑張っていかなければならないなと思います。

今日の案件も丁寧な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく願いいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく願いいたします。

*議長（我孫子武二会長） ただいまの出席委員は19名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番 杉村昭宏委員、11番 千葉連悦委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（我孫子武二会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第14号 非農地証明書の交付について

*議長（我孫子武二会長） 日程第4、報告第14号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第14号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。平成30年8月22日提出、加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第14号

登記簿 畑 現況 宅地。外1筆、面積155㎡。

国土調査時において畑として登記されたが、宅地として利用変更され現在に至る。農家台帳からは既に除外されており、固定資産税も宅地として課税されている。

登記簿 田 現況 公衆用道路。面積142㎡。

昭和53年2月22日受付1562号で許可を受けたまま登記していなかったが、この時より公衆用道路として利用し現在に至る。

登記簿 畑 現況 宅地。面積328㎡。

申請地は自宅の敷地として利用しているが、土地の登記地目が畑となっているため、管轄法務局に非農地証明書を添付して地目の変更登記を申請したい。なお、申請地は農地法第5条規定による転用許可（昭和49年6月26日付宮城県古農指令第496号）を受けている。

以上3件の非農地証明書交付について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第14号を終了いたします。

日程第5 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（我孫子武二会長） 日程第5、報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。平成30年8月22日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

〔 報告第15号

賃貸借の合意解約通知受付

7月17日受付 地目 畑、地積1,480㎡ 外3筆
(基盤強化促進法)

7月17日受付 地目 田、地積3,015㎡
(基盤強化促進法)

以上、11,089㎡の合意解約について説明。 〕

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて報告第15号を終了いたします。

日程第6 報告第16号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（我孫子武二会長） 日程第6、報告第16号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第16号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。平成30年8月22日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

〔 報告第16号

工事完了報告書

8月2日受付 第5条

中古車展示場、28年3月16日許可。30年6月30日完了。

8月3日受付 第5条

一般個人住宅、26年11月18日許可。28年8月30日完了。

以上2件の工事完了報告書について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい。8番 三嶋委員。

*8番（三嶋秀二郎委員） この方の案件には2年もかかったということですが、聞いたところによると工事が雑だと。私が質問したいのは、完了報告が提出された際、転用目的に沿って中古車の展示場として使うのかどうかは確認しているんですか。

*事務局（鎌田裕之次長） 番号1の完了報告につきましては、提出の際にお話を聞いております。こちらのほうからは工事が完了したということで報告を受けましたが、中古車の展示場ということになっているので、転用目的通り速やかに利用するようにと指導させていただいております。

*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第16号を終了いたします。

日程第7 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（我孫子武二会長） 日程第7、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年8月22日提出。加美町農業委員会会長、我孫子武二。

20ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

番号1、渡人、A氏、76歳。受人、B氏、49歳。申請地は、下新田字太田の畑、外4筆で、面積は8,947㎡。後継者に贈与するものでございます。

番号2、渡人、C氏、99歳。受人、B氏、49歳。申請地は、下新田字東田の

田1筆で、面積3,015㎡。後継者に贈与するものでございます。

番号3、渡人、D氏、76歳。受人、E氏、50歳。申請地は、字前欠の田4筆で、面積1,470㎡。後継者に贈与するものでございます。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（我孫子武二会長） 日程第8、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請について。事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年8月22日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

22ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。資料は、24ページの事業計画書概要から28ページまでです。

譲渡人は、加美町字長清水二ツ塚…番地、F氏、外1名。譲受人は、加美町字長清水南…番地…、G氏。申請地は、字上野目長清水南…番地の畑。面積は1,136㎡でございます。申請事由は、売買により車庫建設及び畜犬用のドッグラン整備です。事業資金は、自己資金が…円で、うち土地代は…円です。転用計画は、平成30年9月1日から10月31日までとなっております。本案件につきましては一部違反転用でございます。20年ほど前に実質的な売買が行われ、今回車庫が建設される敷地の東側にはプレハブ小屋が数棟設置されておりました。また、畜犬用のドッグランが設置される西側には、譲受人が家庭菜園として利用している状況でございました。別刷りで資料を配布しておりますが、申請人から始末書が提出されております。申請地は、加美町役場小野田支所の北西約4.5kmに位置し、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、住宅等が連たんする長清水集落内の農業公共投資の対象となっていない農地であることから、第2種農地と判

断いたしました。以上、1件の上程となります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番について、18番、三浦泉委員お願いします。

*18番（三浦泉委員） 去る8月16日、佐々木信幸委員、半田守委員、私、事務局の5名で現地調査を行いました。皆さんの手元にある通り、始末書の添付ということで、実際は現地に行ってすぐわかったんですね。敷砂利も行われており、建物もおおまかな外形ではございますが建っておりました。現場でHさんがおまして、転用許可がなければできないということで、G氏に助言した結果、始末書という経緯になりまして、これは違反転用にあたるということで早速始末書添付をお願いいたしました。車庫の件ですが、残り半分は野菜を作っていました。転用後はドッグランに使用したいと。そのコースに屋根もかけるというようなお話でした。雨水に関しましては既存の排水溝に流すということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（我孫子武二会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第16号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（我孫子武二会長） 日程第9、議案第16号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第16号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成30年8月22日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

30ページをご覧ください。今月の農用地利用集積の審議は、賃貸借3件でございます。

番号1、渡人、I氏、41歳。受人、農事組合法人J、代表理事K氏。申請地は下新田字地蔵車の田2筆で面積3,019㎡。権利移動の種別は賃貸借の再設定でございます。

番号2、渡人、L氏外**名。受人、M社、代表取締役N氏。申請地は、宮崎字竹ノ花の田、外26筆で、面積23,695㎡。権利移動の種別は賃貸借の再設定でございます。

番号3、渡人、O氏、90歳。受人、P氏、45歳。申請地は、宮崎字町浦の田1筆で、面積2,995㎡。権利移動の種別は賃貸借の再設定でございます。

以上3案件で、田30筆、面積29,709㎡となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第16号、農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号、農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成30年度第5回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後1時52分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年8月22日

議 長 我孫子武二

署名委員 杉村昭宏

署名委員 千葉連悦